

## 新事業分野開拓事業者認定事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3の2に基づき、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る事業者を市長が認定し、当該事業者が生産する新商品を、市が随意契約で購入することにより、新商品の販路開拓を支援し、地域経済の活性化に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において「事業者」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、市内に事業所を有し、原則として事業による市税の滞納がない者をいう。

2 この要領において「新商品」とは、地方自治法施行規則第12条の3の2第1項第1号及び第2号に該当すると認められるもののうち、次のすべての事項を満たすものをいう。

- (1) 別表第1のいずれかに掲げる商品であること。
- (2) 次条にかかる申請の時点が、商品の販売開始から概ね10年以内であること。
- (3) 本市において用途が見込まれ、購入実績の少ない商品であること。
- (4) 既存の商品とは著しく異なる使用価値を有する商品であること。
- (5) 東大阪市環境物品等調達基本指針に適合する商品であること。
- (6) 市内で製造（生産又は加工）、企画、設計、営業・販売のいずれかを行っている商品であること。
- (7) PL保険に加入している商品であること。
- (8) 関係法令に適合するとともに、特許権等の権利に関する問題が生じない商品であること。

### (申請)

第3条 本事業における認定を受けようとする事業者は、次の各号に掲げる事項について明らかにした計画（以下「実施計画」という。）を策定し、新事業分野開拓事業者認定事業申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。

- (1) 新商品の内容
- (2) 新商品の生産の目標
- (3) 新商品の生産の実施時期
- (4) 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

2 前項の申請書には、次の書類を添付する。

- (1) 会社定款（法人に限る。）

- (2) 誓約書（様式1-2）
- (3) 登記事項証明書等、市内に事業所が所在することがわかる書類
- (4) 市税にかかる照会の同意書
- (5) 直近2事業年度の決算書及び事業報告書（これらが無い場合は、経営状況および事業内容を記載した書類）
- (6) 別表第1に掲げる事業の認定等を受けたことを証明する資料
- (7) その他新商品の詳細が分かる資料（パンフレット、写真、品質等を客観的に証する資料等）

（認定基準）

第4条 事業者から申請された実施計画の内容は、次の各号に掲げる基準のすべてに適合するものでなければならない。

- (1) 申請に係る新商品が、第2条第2項に規定する内容に合致すること。
- (2) 新商品の生産の実施方法並びに資金の額及びその調達方法が新事業分野開拓を確実に実施するために適切なものであること。
- (3) 申請に係る実施計画が関係法令に違反しない又は違反する恐れがないこと。
- (4) 申請に係る実施計画が公序良俗に反しない又は反する恐れがないこと。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者（以下、「暴力団等」という）は対象外とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

（事業者の認定）

第5条 市長は、事業者から申請された実施計画が前条に定める認定基準に適合すると認めるときは、その事業者を新商品の生産による新事業分野開拓事業者（以下「認定事業者」という。）として認定する。

2 市長は、前項の規定により事業者を認定し、又は認定しないことを決定したときは、対象事業者に速やかにその旨を通知（様式第2号、様式第3号）するとともに、認定事業者の名称等について、東大阪市特定随意契約の手續に関する要綱第2条第1項に規定する特定随意契約対象者名簿に搭載するものとする。

3 第1項に定める認定の期間は、認定を通知した日から3年後の年度末までとする。

（認定内容の変更等）

第6条 認定事業者は、認定された実施計画を変更しようとするときは、新事業分野開拓

実施計画変更承認申請書（様式第4号）により市長に申請し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により提出された変更の承認申請の内容が第4条に定める要件に適合すると認めるときは、新事業分野開拓実施計画変更承認書（様式第5号）により当該認定事業者に通知する。
- 3 認定事業者は実施計画に係る事業を中止したときは、新事業分野開拓実施計画の中止届（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第7条 市長は、実施計画の内容が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 実施計画（前条の規定による変更があったときは変更後のもの）に従って事業を実施していないとき
  - (2) 前条第3項の届け出があったとき
  - (3) 実施計画が関係法令に違反または違反する恐れがあるとき
  - (4) 実施計画が公序良俗に反する又は反する恐れがあるとき
  - (5) 暴力団等であることが判明したとき
  - (6) その他、この要領に定める条件に違反したとき
- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、新事業分野開拓事業者認定取消書（様式第7号）により通知する。
  - 3 第1項の認定の取消しにより生じた損失は、認定事業者の負担とする。

（報告及び調査）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、認定事業者に対して実施計画について報告を求め、又は調査することができる。

（警察署長から意見聴取）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、認定事業者が暴力団等であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

（所掌）

第10条 本事業に関する事務は、都市魅力産業スポーツ部モノづくり支援室において所掌する。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成22年1月25日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

別表第1（第2条第2項第1号関係）

1	中小企業等経営強化法第14条の規定による知事の承認を受けた経営革新計画に基づいて生産する商品（ただし、食品、医薬品、医薬部外品及び化粧品を除く）
2	大阪府の機関又は公益財団法人大阪産業振興機構が実施する事業において機能・素材・デザイン・環境などの分野で優れた商品であると認定等を受け、上記（1）の規定に類すると認められる商品
3	東大阪市の機関又は公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構が実施する事業において機能・素材・デザイン・環境などの分野で優れた商品であると認定等を受け、上記（1）の規定に類すると認められる商品